

どんちっち取扱い料理店認証制度実施要領

(趣旨)

第1条 浜田市水産物ブランド化戦略会議（以下「戦略会議」という。）が制定した「浜田市水産物ブランド化戦略会議ブランド名使用規約」（以下「使用規約」）及び、ブランド規格に基づき、ブランド名称“どんちっち”（以下「ブランド名」という。）を使用した商品が販売されている。

これらのブランド商品を活用し、メニューとして提供できる飲食店等を「どんちっち取扱い料理店」として認証・PRすることにより、浜田市内における消費の拡大、いわゆる「地産地消」の促進に質することを目的とする。

(「ブランド商品」の定義)

第2条 使用規約、ブランド規格を遵守して生産されたブランド商品。

(認証の対象)

第3条 認証の対象は浜田地域において飲食業を（食事を供する旅館・ホテルを含む）営む店舗を原則とする。（以下「店舗等」という。）

(申請方法)

第4条 所定の申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、浜田市水産課内の戦略会議事務局まで提出するものとする。

(認証の基準)

第5条 認証の基準については以下のとおりとする。

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を持ち、浜田地域内に店舗があること。
- (2) 当会のブランド名使用許可業者から仕入れた商品を提供していること。
- (3) 当会の策定した「使用規約」、ブランド規格を遵守すること。
- (4) その他「ブランド化」の取組みを行うこと。
(メニュー・店内ポップ等でブランドについて表示する。)

(審査)

第6条 戦略会議は、第4条に規定する申請に基づき審査し、その可否を申

請者に報告するものとする。

2 戦略会議は、審査において必要に応じ、戦略会議が必要とする第3者から助言を受けることができる。

3 戦略会議は、前項の認定をした場合は、許可の決定を受けた者（以下「使用者」という。）を使用者名簿に登録するものとする。

（認証）

第7条 戦略会議は、認証された店舗に対し、認証書並びに認証マークを交付するものとする。

2 認証された店舗等については戦略会議において積極的なPRを行うものとする。

（認証の期間）

第8条 第7条第1項に規定する認証にあたり、その期間は、当分の間無期限とする。

（申請内容の変更）

第9条 店舗等が認証内容を変更しようとするときは、第4条に規定する申請を行い、戦略会議の許可を受けるものとする。

（遵守事項）

第10条 認証を受けた店舗等にあつては下記事項を遵守すること。

- (1) 使用規約及びブランド規格を遵守すること。
- (2) ブランド商品の利用促進に努めること。
- (3) ブランド魚に関する情報を積極的に提供し、消費者への理解と信頼の向上に努めること。
- (4) 飲食業を営むのに必要な法を遵守するとともに、衛生面についての管理を徹底すること。
- (5) 認証権利を譲渡しないこと。

（認証事項の調査、確認）

第11条 戦略会議は認証した店舗等が申請内容に則しているか否かを確認するため、必要に応じ、認証店舗責任者から報告を求め、現地調査を行う

ことができる。

(認証の取り消し等)

第 12 条 戦略会議は、認証された店舗等について、基準に適合しないと認められた場合や、使用規約及びブランド規格違反、その他の法令違反等、認証店として好ましくない事由が発生した場合は、認証を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により認定を取り消された店舗等については、当該認証に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 戦略会議は、認証を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

4 戦略会議は認証を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、「どんちっち取扱い料理店」として認証に関する事項は、戦略会議が別に定める。

附 則

この使用規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

浜田市ブランド化戦略会議

会長 善田 奎右 様

申請者

住 所

氏 名

㊟

電話番号

FAX 番号

どんちっち取扱い料理店認証申請書

浜田市水産物ブランド化戦略会議「どんちっち取扱い料理店」制度実施要領第4条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 承認申請対象店舗

店舗名	
店舗の所在地	
店舗の区分	飲食店 旅館・ホテル
料理分野	

2. ブランド商品利用の計画

(1) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を有している者について

氏名		許可番号	
----	--	------	--

(2) 提供する(している)メニューについて

項目	区分等	提供する料理名	左記料理で使用するブランド商品
1	提供している料理について		
2	提供しているオリジナル料理について		
3	提供している水産加工品(開干し・一夜干)について		

欄が足りない場合、この表に基づき一覧を作成してください

3. 提出資料について

- (1) 認証申請書(この用紙、全2枚)
- (2) 飲食業の許可証の写し
- (3) ブランド商品を使用していることを証明するもの
例)納品書の写し、納品業者からの証明書等
- (4) その他(例:メニュー(案)、店内ポップ(案)等)